



食安発第0808002号
平成18年8月8日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

畜水産食品に残留する農薬エンドスルファンの試験法について

標記については、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成17年1月24日付け食安発第0124001号当職通知)の第2章一斉試験法中「GC/MSによる農薬等の一斉試験法(畜水産物)」(以下「通知法」という。)として示しているところであるが、通知法により農薬エンドスルファンを分析する場合には、通知法中の「試験溶液の精製」、「定量」については下記の方法により実施しても差し支えない。

なお、これらの精製法及び定量法の採用にあたっては、各検査実施機関においてあらかじめ、添加回収試験を実施し、回収率を確認するとともに、適切に精度管理を行われたい。

記

1 試験溶液の精製法について

通知法では、ゲル浸透クロマトグラフィー(GPC)を使用することとしているが、GPCの使用が困難な場合にあっては、アセトニトリル及び n -ヘキサンを用いた分配による精製、シリカゲルドライカラムによる精製又は両者の併用による精製を行っても差し支えないが、その場合、次の点に留意されたい。

(1) アセトニトリル及び n -ヘキサンを用いた分配による精製を行う場合

- ① アセトン及び n -ヘキサン(1:2)混液による試料抽出液の溶媒を除去し、得られた残留物に n -ヘキサンを加えて10 mLとする。
- ② その一定量を分取し、これに n -ヘキサン30~50 mLを加え、 n -ヘキサンと同量の n -ヘキサン飽和アセトニトリルで2回分配操作を行う。

(2) シリカゲルドライカラムによる精製を行う場合

- ① アセトン及び n -ヘキサン(1:2)混液による試料抽出液の溶媒を除去し、得られた残留物にジクロロメタン及び石油エーテル(1:4)混液を加えて10 mLとする。
- ② その一定量(脂肪 400~500 mg 相当量)を分取し、10%含水シリカゲル 15 gを乾式充てんしたカラムに負荷し、ジクロロメタン及び石油エーテル(1:4)~(1:1)混液 150 mLで溶出する。

2 定量法について

定量については、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ(GC-ECD)を使用しても差し支えない。